目 次

規則

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する規則

告示

認可地縁団体の告示事項の変更

国民健康保険被保険者証の無効

地縁による団体の認可

地縁による団体の認可

認可地縁団体の告示事項の変更

放置自転車等の撤去及び保管

公示送達

公示送達

市議会定例会の招集

津市下水道排水設備指定工事店の指定停止

公 告

犬の抑留

犬の抑留

犬の抑留

犬の抑留

開発行為に関する工事の完了

教育委員会告示

教育委員会の招集

教育委員会の招集

選挙管理委員会告示

農業委員会委員選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

在外選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をこ こに公布する。

平成22年2月19日

津市長 松 田 直 久

津市規則第3号

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則(平成18年津市規則第8 8号)の一部を次のように改正する。

別表備考1中「第314条の7第1項第1号及び同条第2項、」を「第314条の7及び」に改め、同表備考2中「第78条第2項第1号」を「第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)」に、「及び第95条第1項」を「並びに第95条第1項」に、「第41条の19の3第1項」を「第41条の19の5第1項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成22年2月26日

津市長 松 田 直 久

津市規則第4号

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例(平成21年津市条例第47号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(路線の起点及び終点並びに運行日)

- 第2条 コミュニティバスの路線の起点及び終点並びに運行日は、別表のとおりとする。ただし、久居地域、河芸地域、芸濃地域、美里地域、安濃地域及び一志地域を運行する路線並びに白山地域の城立・福田山ルートのうち上福田山を起点とし榊原温泉口駅を終点とする路線にあっては、当該路線の運行日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日となる日及び12月29日から翌年の1月3日までの間となる日は運行しないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、運行日 を変更し、又は臨時に運行日を定めることができる。

(定期乗車券)

第3条 条例第4条第2項の定期乗車券は、第1号様式とする。

(回数乗車券)

第4条 条例第5条第1項の回数乗車券は、第2号様式とする。

(身体障害者手帳等の提示)

- 第5条 条例別表第1備考1及び別表第2備考1の規定の適用を受けようとする者は、降車の際に、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳(以下「身体障害者手帳等」という。)を乗務員に提示しなければならない。
- 2 条例別表第3備考の規定の適用を受けようとする者は、定期乗車券購入の際に、身体障害者手帳等を提示しなければならない。

(乗継券)

- 第6条 条例別表第1備考2及び3並びに別表第2備考2及び4の規定の適用を受けようとする使用者(以下「使用者」という。)は、乗り継ぎをするためにコミュニティバスを降車する際に、乗務員に申し出て、乗継券(第3号様式)の交付を受けるものとする。
- 2 使用者は、乗継後のコミュニティバスを降車する際に、乗務員に乗継券を 手渡すものとする。
- 3 乗継券は、当日1回に限り有効とする。 (委任)
- 第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条、 第5条第2項並びに第1号様式及び第2号様式の規定は、同年3月1日から 施行する。

(芸濃町コミュニティーバス設置条例施行規則等の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 芸濃町コミュニティーバス設置条例施行規則(平成15年芸濃町規則第1号)
 - (2) 美里村営コミュニティバス運行に関する規則(平成15年美里村規則第 1号)
 - (3) 白山町町民バス運行に関する規則(平成10年白山町規則第1号)
 - (4) 美杉村営バスの設置及び管理に関する規則(平成4年美杉村規則第4号)
 - (5) 美杉村営バス運転者の服務並びに勤務条件に関する規則(平成10年美 杉村規則第3号)

(経過措置)

3 この規則の施行前に廃止前の芸濃町コミュニティーバス設置条例施行規則、 美里村営コミュニティバス運行に関する規則、白山町町民バス運行に関する 規則及び美杉村営バスの設置及び管理に関する規則の規定によりなされた処分、 チ続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、 手続その他の行為とみなす。

別表 (第2条関係)

地域	路線の名称	起点	終点	運行日
久居	稲葉ルート	榊原出張所	久居総合支所	月曜日及び水曜日
	稲葉ふれあい会館ル	稲葉ふれあい	久居総合支所	金曜日
	<u> </u>	会館		
	榊原ルート	八知山	久居総合支所	火曜日及び木曜日
	野村ルート	久居総合支所	久居駅東口	火曜日及び木曜日
	桃園ルート	木造7区集会	久居総合支所	月曜日及び水曜日
-		所		
河芸	河芸循環北ルート	河芸総合支所	河芸総合支所	火曜日、水曜日及び
			·	金曜日
·	河芸循環南ルート	河芸総合支所	河芸総合支所	火曜日、水曜日及び
				金曜日
芸濃	芸濃循環明ルート	芸濃総合文化	芸濃総合文化	月曜日から水曜日ま
		センター	センター	で及び金曜日
	芸濃循環安西ルート	芸濃総合文化	芸濃総合文化	月曜日から水曜日ま
		センター	センター	で及び金曜日
	芸濃循環雲林院ルー	芸濃総合文化	芸濃総合文化	月曜日から水曜日ま
	F	センター	センター	で及び金曜日
	芸濃循環河内ルート	芸濃総合文化	芸濃総合文化	月曜日から水曜日ま
		センター	センター	で及び金曜日
美里	辰水ルート	美里総合支所	湯の瀬	月曜日から金曜日ま
				で
	長野・高宮ルート	平木	稲葉口	月曜日から金曜日ま
£				で
安濃	明合ルート	サンヒルズ安	安濃中央総合	月曜日及び水曜日
		濃	公園	
	安濃ルート	サンヒルズ気	安濃中央総合	火曜日及び金曜日
		濃	公園	
	草生ルート	サンヒルズ第	安濃中央総合	火曜日及び金曜日
		濃	公園	
	村主ルート	サンヒルズ安	安濃中央総合	月曜日及び水曜日
		濃	公園	

-					
	一志	川合ルート	姫路集会所	一志総合支所	月曜日から金曜日ま
					で
		高岡ルート	上出公会所	一志総合支所	月曜日から金曜日ま
					で
ľ	ÉЩ	城立・福田山ルート	一志病院	榊原温泉口駅	毎日
			上福田山	榊原温泉口駅	月曜日から金曜日ま
			·		で
		竹原ルート	竹原	榊原温泉口駅	毎日
		白山循環三ヶ野ルー	榊原温泉口駅	榊原温泉口駅	毎日
		1			
Ī	美杉	川上ルート	川上	竹原	毎日
		丹生俣ルート	丹生俣	竹原	毎日
		美杉循環ルート	竹原	竹原	毎日
L		Lance and the second			

(表)
- 津市コミュニティバス定期乗車券
- 円区間(箇月)
- 年月日から
- 年月日まで
- 氏名 様 歳
- 東月日発行(円)

_______ (裏)

(注意事項)

- 1 この定期乗車券は、表面に記載された 本人の使用に限り有効です。
- 2 降車する際には、必ず運転者に表面を お見せください。
- 3 有効期限が過ぎている定期乗車券は使 用できません。
- 4 この定期乗車券は、表面に記載された 区間の定期乗車券です。この区間以外の 区間で使用される場合は、運転者にお申 し出ください。

第2号様式(第4条関係)

	_
津市コミュニティバス回数乗車差	Ē
この券は	-
津市内のコミュニティバス すべてに使用できます	Ì
12枚綴り	
料金 円 津市コミュニティバス回数乗車券	\dashv
円券	
津 市 (12)
津市コミュニティバス回数乗車券	
円券	
	11)
津市コミュニティバス回数乗車券	
円券	
A	10)
津市コミュニティバス回数乗車券	
	1
円券	
津 市	(9)
津市コミュニティバス回数乗車券	
円券	İ
口分	
津市	(8)
津市コミュニティバス回数乗車券	
円券	
津市	(7)
津市コミュニティバス回数乗車券	17
Annual Victoria Color and	
円券	
津市	(6)
津市コミュニティバス回数乗車券	
円券	
门分	
津市	(5)
津市コミュニティバス回数乗車券	
円券	
津市	(4)
津市コミュニティバス回数乗車券	(4)
円券	
津 市	(3)
津市コミュニティバス回数乗車券	
円券	
门豜	
津市	(2)
津市コミュニティバス回数乗車券	
円券	

第3号様式 (第6条関係)

<u>津市コミュニティバス</u> **乗継券**□□□
当日、1回限り有効

津市 発行 年 月 日

津市告示第39号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成13年白山町告示第47号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成22年2月16日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

美里区自治会

三重県津市白山町山田野2番地代表者 山 﨑 正 行

2 変更に係る事項

解散の事由

	本会は、地方自治法第260条の2第15項において
変更前	準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに
	第2項の規定により解散する。
本 再 //	本会は、地方自治法第260条の20第2号、第3号、
変更後	第4号及び第5号の規定により解散する。

3 変更の理由及び年月日

平成20年12月1日法改正のため

津市告示第40号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。 平成22年2月16日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0698811	平成21年10月1日	平成22年 2月 2日
1 3 3 0 2 8 7	平成21年10月1日	平成22年 2月 1日
9 2 1 7 3 0 1	平成21年10月1日	平成22年 2月 4日

津市告示第41号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を認可し、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成22年2月16日

津市長 松 田 直 久

1 名称

大里野田町自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 自治会の主催する行事への参加に関すること
- (5) その他目的を達するために必要なこと
- 3 区域

本会の区域は、津市大里野田町の全部とする。

- 4 主たる事務所
 - 三重県津市大里野田町401番地1
- 5 代表者の氏名及び住所
 - 米 澤 和 郎
 - 三重県津市大里野田町544番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の理由

本会は、地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号及び第5号の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日平成22年2月16日

津市告示第42号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、 地縁による団体を認可し、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成22年2月16日

津市長 松 田 直 久

1 名称

小野平自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館施設・運動場(公園)等の維持管理
- (4) 防犯灯・ゴミ集積所の維持管理
- (5) その他、本会の目的達成に必要な行事・事業等
- 3 区域

本会の区域は、津市芸濃町小野平 418 番地 1、477 番地 5、577 番地、586 番地、591 番地、626 番地、1204 番地、169 番地 122 番地 1、113 番地 1、 245 番地 1 を結んだ区域内及び 50 番地 7 の区域内とする。

4 事務所

三重県津市芸濃町小野平176番地2小野平区公民館内に置く。

5 代表者の氏名及び住所

吉川 斎

三重県津市芸濃町小野平 373 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の理由

本会は、地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号及び第5号

の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日平成22年2月16日

津市告示第43号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成20年津市告示第44号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成22年2月18日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

佐田連合自治会

三重県津市白山町佐田554番地3

代表者 川 井 春 生

2 変更に係る事項

解散の事由

	本会は、地方自治法第260条の2第15項において
変更前	準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに
	第2項の規定により解散する。
	本会は、地方自治法第260条の20第2号、第3号、
変更後	第4号及び第5号の規定により解散する。

3 変更の理由及び年月日

平成20年12月1日法改正のため

津市告示第44号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第12条第2項、第13条第2項及び第14条の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成22年2月18日

津市長 松田直久

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

29日.
1 🗎
1 日
1 🗏
1 🗏
2 日
2-日
3 目
4日
4 日
5 日
8月
8 目
9日
9 日
10日
10月
12月
15日
_

2 保管期間

平成22年5月31日まで

3 連絡先

垂水自転車等保管庫 059-222-6307

津市告示第45号

下記の者の差押調書 (謄本)、充当通知書、配当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送 達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成22年2月19日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
00000000000	00 00	差押調書 (謄本)、充当
00000 00000		通知書、配当通知書
000000		

注意:地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算 して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第46号

下記の者の督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、 地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送 達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成22年2月19日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
00000000000	00 00	督促状

注意:地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算 して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。 津市告示第47号 平成22年第1回津市議会定例会を次のとおり招集する。 平成22年2月22日

津市長 松 田 直 久

- 1 招集の日平成22年3月1日
- 2 招集の場所津市議会議事堂

津市告示第48号

津市公共下水道条例(平成18年津市条例第201号)第15条第2項第2号の規定により、次のとおり指定工事店の効力を停止したので、同条例第17条第1項第2号の規定により告示する。

平成22年2月24日

津市長 松 田 直 久

指定を停止した業者

業者名	所 在 地	停 止 期 間
41. 3. N = D. 144	津市末広町	平成22年2月25日から
紘誠設備	3 1 番地 8	平成22年3月11日まで
有限会社	津市栗真中山町	平成22年2月25日から
出忠管工業	111番地2	平成22年4月25日まで

津市公告第29号

狂犬病予防員より狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成22年2月16日

津市長 松 田 直 久

- 1 抑留日 平成22年2月10日
- 2 抑留期間 平成22年2月18日まで

番号	捕獲した	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
	場所		`				
1	津市	雑種	薄茶	オス	中	91日	首輪あり
	白山町藤					以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282 津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課 電話 059-223-5192 津市公告第30号

狂犬病予防員より狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成22年2月16日

津市長 松 田 直 久

- 1 抑留日 平成22年2月15日
- 2 抑留期間・平成22年2月22日まで

番号	捕獲した	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
	場所						
1	津市	雑種	白	オス	中	91日	
	芸濃町河内	·				以上	
,							

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第31号

狂犬病予防員より狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成22年2月19日

津市長 松 田 直 久

- 1 抑留日 平成22年2月17日
- 2 抑留期間 平成22年2月24日まで

1	番号	捕獲した	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
		場所						
	1	津市	雑種	白	メス	中	91日	
		芸濃町河内					以上	
	:	•						
								·

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282 津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課 電話 059-223-5192

津市公告第32号

狂犬病予防員より狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成22年2月23日

津市長 松 田 直 久

- 1 抑留日 平成22年2月19日
- 2 抑留期間 平成22年2月26日まで

番号	捕獲した	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
	場所						
1	津市	柴犬	茶	メス	中	91日	首輪あり
	白塚町					以上	
							,

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282 津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第33号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可 した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定に より次のとおり公告します。

平成22年2月26日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日平成22年2月19日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 津市藤方字柳ケ坪1533、1534の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名 津市藤方901-6 有限会社鈴建コンサルタント 代表取締役 鈴木 直樹

津市教育委員会告示第2号 教育委員会を次のとおり招集する。 平成22年2月16日

> 津市教育委員会 委員長 中 西 智 子

- 1 招集の日時 平成22年2月17日 (火) 午後3時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
- (1) 教育委員長の選任について
- (2) 教育長の任命について

津市教育委員会告示第3号 教育委員会を次のとおり招集する。 平成22年2月19日

> 津市教育委員会 委員長 中 西 智 子

- 1 招集の日時 平成22年2月22日(月)午後1時30分から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
- (1) 津市指定文化財の指定について
- (2) 平成21年度津市一般会計補正予算(第6号) <教委所管分>について
- (3) 平成21年度津市一般会計補正予算(第7号) <教委所管分>について
- (4) 平成22年度津市一般会計予算<教委所管分>について
- (5) 平成22年度教育方針について

津市選举管理委員会告示第30号

平成22年1月1日現在にて調製した津市農業委員会委員選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条において準用する公職選挙法(昭和26年法律第100号)第23条第2項の規定により告示する。

平成22年2月18日

津市選挙管理委員会 委員長 大 橋 達 郎

- 1 縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧に供する期間 平成22年2月23日から同年3月9日まで (毎日午前8時30分から午後5時まで)

津市選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により選挙 人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、 次のとおり定めたので、同法第23条第2項の規定により告示する。

平成22年2月18日

津市選挙管理委員会 委員長 大 橋 達 郎

1 縦覧の場所

津市選举管理委員会事務局

2 縦覧に供する期間

平成22年3月3日から同月7日まで (毎日午前8時30分から午後5時まで)

津市選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の6第1項の規定により 在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので、同法第30条の7第2項の 規定により告示する。

平成22年2月18日

津市選挙管理委員会 委員長 大 橋 達 郎

1 縦覧の場所

津市選挙管理委員会事務局

2 縦覧に供する期間

平成22年3月3日から同月7日まで (毎日午前8時30分から午後5時まで)